

## 資料1

# 狭山市立新狭山小学校PTA会則

(名称および事務所)

第1条 この会は狭山市立新狭山小学校PTAと称し、事務所を新狭山小学校に置く。

(目的および活動)

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 よい保護者、よい教職員となるように努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡を図り、児童の生活を支援する。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 教育の充実、教育施設の完備に努める。
- 5 その他目的達成に必要と認める活動をする。

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党ならびに宗派にかたよることなく、この会または役員・委員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 3 学校の人事および管理に干渉しない。

(会員)

第5条 この会の会員となることのできる者は、本校に在籍する児童の保護者および教職員とする。

第6条 会員は平等の権利と義務を有する。

(総会)

第7条 総会は、この会の最高議決機関であって、定期総会および臨時総会とする。

- 1 定期総会は年度初めに開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時に開催する。
- 2 総会は、会員の現在数の5分の1以上(委任状含む)の出席をもって成立する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数で決する。

(経理)

第8条 この会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

第9条 会費は一世帯当たり月額200円とする。

第10条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第13条 会計監査委員は、前年度本部役員より選出し総会の承認を受ける。

第14条 会計監査委員は、監査の結果を定期総会で会員に報告しなければならない。

第15条 会計監査委員は3名とし、任期は1年とする。

(役員・委員)

第16条 この会に次の役員・委員を置く。

- 1 会長 1名、副会長 若干名、書記 若干名、会計 若干名、監事 若干名、運営委員 若干名、学校側より書記に教頭、会計に教務主任を置く。
- 2 本会に相談役を置くことができる。

第17条 役員・委員の選出については、細則に示すとおりとする。

第18条 運営委員は常置委員および教職員より若干名を選出する。

第19条 会長はこの会を代表し会務を統理し、総会、役員会および委員会を招集しその議長となる。

第20条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第21条 書記、会計はこの会の庶務、会計を担当する。

第22条 役員・委員の任期は1年とし、再任することができる。

(運営委員会)

第23条 運営委員会は会長、本部役員、運営委員をもって構成する。

第24条 運営委員会は、総会で決議された事項について企画、立案し、この会の運営のための細則の改正等を行う。

(常置委員会)

第25条 この会の事業を推進するために、次の常置委員会を置く。

- 1 学年委員会・・・同学年の子供の保護者が学級や学年の問題について話し合い、教育の理解を深め、より良い学習環境をつくる事に努める。
- 2 成人教育委員会・・・すべての会員がいっそうよい保護者、教職員となるよう自ら努め、互いに磨き合い会員相互の連絡と親睦を図る。また、児童、会員の福利厚生を図り、体力健康の増進に努める。
- 3 広報委員会・・・会員に対して、また必要に応じて、その地域社会ならびに関係機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。
- 4 校外生活委員会・・・児童の校外生活並びに児童相互の自主的集団生活を支援する。

第26条 常置委員の選出については、細則に示すとおりとする。

第27条 この会に正副会長会を置くことができる。

正副会長会には、書記、会計、監事も出席することができる。

正副会長会は、本会の総務財政等の内容について審議する。

第28条 校長は各会議に出席して意見を述べるることができる。

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護法」を遵守し、適正に運用するものとする。

第30条 この会則は、総会の議決で改正することができる。

第31条 細則は、運営委員会の議決で改正することができる。

付則 この会則は、昭和50年6月16日より施行する。

昭和51年	4月23日一部改正	平成14年	2月18日一部改正
昭和52年	4月28日一部改正	平成24年	5月11日一部改正
昭和54年	4月27日一部改正	平成25年	5月10日一部改正
昭和63年	5月16日一部改正	平成26年	5月12日一部改正
平成元年	5月10日一部改正	平成28年	5月6日一部改正
平成18年	5月10日一部改正	平成29年	5月2日一部改正
平成11年	5月11日一部改正	平成30年	5月2日一部改正

## 資料2

# 狭山市立新狭山小学校PTA細則

### (会費)

- 第 1 条 会費は一世帯当たり会則に示す、定められた額とする。
- 第 2 条 会費は次の用途に使われる。
- 1 会の運営に要する費用。
  - 2 会の活動中の会員・児童に対する保険費用。
  - 3 狭山市PTA連合会への加入費用。
  - 4 その他、必要と思われる費用。
- 第 3 条 転入等で途中入会をする場合、その月より月割で計算し会費を納入する。
- 第 4 条 転出等で途中退会をする場合、報告された翌月より月割で計算し会費を返戻される。

### (会長)

- 第 5 条 会長は全会員から推薦された会員の保護者の中よりPTA会長推薦委員会において選出し、総会での承認を受ける。
- 推薦委員会は、現本部役員および常置委員長、校長、教頭、教務主任で構成される。

### (本部役員)

- 第 6 条 本部役員の選出は次のとおり行う。
- 1 前年度2学期のクラス懇談会で1～5年生の保護者より選出する。
  - 2 副会長、書記、会計、監事は本部役員の中から会長が委嘱し、総会で承認を受ける。
  - 3 本部役員選出機関は現本部役員が担当する。

### (相談役)

- 第 7 条 相談役は会長が必要と認める時、会員または過去PTA役員経験者、新狭山小学校関係者より委嘱し、総会で承認を受ける。

### (常置委員)

- 第 8 条 常置委員として学年委員、成人教育委員、広報委員を置き、選出は次のとおり行う。
- 1 前年度3学期に1～5年生の保護者より学年毎に立候補を募集し、定数まで選出する。
  - 2 常置委員の定数は、各学年のクラス数以上で各学年3名までとする。
  - 3 立候補者受付で人数が不足する場合は、不足人数分を各学年から抽選で選出する。
  - 4 新1年生は、新年度4月の授業参観・懇談会で選出する。

- 第 9 条 校外生活委員は、前年度10月末までに各地区より若干名選出する。

- 1 各地区に区長1名を置く。区長の選出は委員の互選による。

- 第10条 各常置委員会にそれぞれ委員長1名、副委員長1名を置く。その選出は委員の互選による。

### (運営委員)

- 第11条 運営委員は、各常置正副委員長、区長、教職員より校長、教頭、教務主任とする。

### (免除規定)

- 第12条 別途免除規定に定める。

### (慶弔規定)

- 第13条 別途慶弔規定に定める。

### (細則改正)

- 第14条 この細則は、運営委員会の議決で改正することができる。

付則 この細則は、平成29年 5月 2日より施行する。

平成30年 3月 5日一部改正

令和 2年 1月14日一部改正

令和 4年 2月 4日一部改正（役員は学年毎に選出）

## 資料3

# 新狭山小学校PTA慶弔規定

第1条（名称）本規定は新狭山小学校PTA慶弔規定と称する。

第2条（目的）本規定は新狭山小学校PTA会員（保護者、教職員）および新狭山小学校児童に対し、慶弔の意を表すことを目的とする。

第3条（運用）本規程の運用および慶弔金その他の基準は、次の通りとする。

1. 会員に対する慶弔

(1) 会員が疾病により3週間以上入院した場合 3,000円

見舞い

一般会員の場合…会員の所属する学級PTA役員若干名

役員の場合……会長、校長、三役若干名、所属する委員会役員若干名

教職員の場合……校長、他

(2) 会員が死亡した場合 5,000円

（教職員の配偶者が死亡した場合もこれに準ずる。）

葬儀への参列

一般会員の場合…会長、校長、会員の所属する学級担任および児童代表若干名

役員の場合……同上のほか、三役若干名、役員の所属する委員会役員若干名

教職員の場合……会長、校長のほか一般会員と同じ

2. 児童に対する慶弔

児童が死亡した場合 5,000円

葬儀への参列

会長、校長、学年委員長、学級PTA役員、学級担任、学級児童

3. 給食配膳員に対する慶弔

会員に準ずる。

4. 教職員の転退職の場合の記念品代

花代実費として一律

1,000円

5. その他、会長が必要と認めた時は正副会長会、または運営委員会で協議の上施行する。  
（災害等）

第4条（改正）本規定の改正はPTA運営委員会にて協議するものとする。

第5条 本規定に該当する事実が発生したときは、すみやかに会長、または事務局（学校）へ連絡する。

付 則 本規定の施行は、平成14年2月8日とする。

本規定は、運営委員会において一部改正し、平成22年3月17日から施行する。

# 資料4

## 新狭山小学校PTA役員・委員免除規定

### 第1条 免除者の条件

#### 1 永久免除者の条件

- ・対象の児童もしくは兄弟姉妹で会長経験者。

#### 2 本部役員免除者の条件

- ・対象の児童もしくは兄弟姉妹で本部役員、正副委員長、区長経験者（任期終了後5年間免除）。
- ・新年度の校外生活委員を引き受けている方。
- ・未就園児がいる方。（3歳未満のお子さまがいる方）

#### 3 正副委員長、区長免除者の条件

- ・対象の児童もしくは兄弟姉妹で本部役員、正副委員長、区長経験者（任期終了後5年間免除）。
- ・対象の児童で常置委員（1回以上）経験者。

#### 4 常置委員免除者の条件（区長ではない校外生活委員を除く）

- ・対象の児童もしくは兄弟姉妹で本部役員経験者（任期終了後5年間免除）。
- ・対象の児童で正副委員長、区長経験者。
- ・対象の児童で常置委員（2回以上）経験者。
- ・未就園児がいる方。（3歳未満のお子さまがいる方）

☆印・・・永久免除 ×印・・・5年間免除 ○印・・・選出対象		対象の児童もしくは兄弟姉妹でこれから受けていただく役員・委員										
		会長	本部役員	学年		成人教育		広報		校外生活		
				正副	常置	正副	常置	正副	常置	区長	常置	
対象の児童もしくは兄弟姉妹で一回受けたことのある役員	会長	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
	本部役員	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	学年	正副	○	×	×	△	×	△	×	△	×	○
		常置	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○
	成人教育	正副	○	×	×	△	×	△	×	△	×	○
		常置	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○
	広報	正副	○	×	×	△	×	△	×	△	×	○
		常置	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○
	校外生活	区長	○	×	×	△	×	△	×	△	×	○
		常置	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○
△・・・正副委員長の免除は、対象の児童で経験がある場合に対象												

### 第2条 規定改正

- この規定は運営委員会の議決で改正することができる。

### 第3条 補足

- 児童数が年々減少傾向にあり、役員・委員の選出が難しくなっているため、地区、学年の状況によっては該当の免除者も、再度全ての役員・委員の対象となる場合もあります。
- 役員・委員選出は、立候補していただくのが望ましいですが、立候補者がいない場合、抽選により選出させていただきます。

付 則 この規定は、平成24年5月11日より施行する。

平成26年 5月 2日一部改正  
 平成28年 5月 6日一部改正  
 平成29年 1月16日一部改正  
 平成30年 5月 2日一部改正

# 新狭山小学校PTA組織図

